

新実祥悟

議長の許可を頂きましたので、通告の順に従い、一般質問させていただきます。

**1、指定管理者選定について、お尋ねします。**

本市におきましては、平成 18 年度に指定管理者制度が導入され、本年度で 3 年目となります。これに伴い、3 年契約であった施設の指定管理者を更新する時期が参りました。これまでは、大きな責任感を持ちながらも、新規の指定管理者を選定する作業だけでありました。ところが本年度は現在、指定管理者がいる中での再募集となり、以前の選定方法とは違った考え方を持ち込まなければならないと思われまます。そこで以下、お尋ねします。

**(1) 平成 20 年度の選定対象施設**

**ア 契約期間満了に伴う更新施設について、お尋ねします。**

まず、この 3 年間でどれだけ施設を指定管理者にお任せしていますか。また主な施設名と、施設数をお尋ねいたします。

総務部長

議員のおっしゃるとおり、平成 18 年度から蒲郡市においては、指定管理制度を導入しております。それで、平成 18 年度には 21 施設、19 年度には 19 の施設、あわせて 5 期で 40 の施設で指定管理を実施しております。18 年度に指定したものとしては、3 年契約のものと 5 年のものがございませす。3 年のものとしましては、主なものとしてデイサービスセンター 2 箇所、竹島水族館、ユトリーナ蒲郡、市民プール等々でございませす。それから、5 年契約としましては、7 つの公民館を指定しております。

新実祥悟

それでは、今回平成 20 年度に、新たに 3 年契約が切れる施設が出てくるわけですが、こちらの方、すべて再度指定管理者を選定していくということによろしいでしょうか。

総務部長

この 3 年で契約が切れるものにつきまして、再募集をするかどうかについて今一度原点に立ち戻りまして、施設そのものを存続するかどうかということも含めて、指定管理者が最良の方法かどうか、この辺も含めて、検討をしてまいりました。平成 18 年度に契約した、3 年契約のものうち、13 施設ございませすけども、それについて、結果としてすべてのものを再募集していくというふうな結論に至っております。

新実祥悟

それでは、次に

**イ 募集要項の変更について、お尋ねします。**

まず、契約期間についてですが、施設によっては 3 年契約、5 年契約の 2 つに分かれていると、今ご答弁いただきましたが、そこで今回、更新する施設に契約期間の変更をする施設があるかどうかお尋ねいたします。

総務部長

基本的には契約期間を変更する考えはもっておりません。この契約期間につきましては、公民館を除いて 3 年間で実施してまいりました。この 3 年というのは適当な期間であろう、というふうなことを考えております。ただし、今回再募集する中で、蒲郡文化広場につきましては、その利用の実態等が公民館とほぼ同等であるというようなことから、5 年にしていきたいというふうに考えております。

新実祥悟

公民館とほぼ同等というお話ですけど、単純にそれだけで、そういう理由で契約を増やすと、そういう理解でよろしいでしょうか。

総務部長

公民館につきましては、地域に密着した施設であり、市民の文化活動、文化サークルの拠点となっていることから、地域住民による自主的な管理運営を確保する必要があるというようなことで、公民館の指定管理につきましては、事前??から運営を行ってまいりました各地区の公民館管理運営委員会に任意指定をしたところでございます。この文化広場につきましても、この公民館と同様の利用を受けたいという理由もあり、5 年、それから任意指定、こういうようなことで考えております。

新実祥悟

ありがとうございました。そうしますと、文化広場につきましては、任意指定という指定方法、これ自体も変更はないということでしょうか。

総務部長

当初も任意指定をしてまいりました。今回も任意指定で継続していきたいということで、その再募集するすべての施設、募集の方法については変更はないということでございます。

新実祥悟

了解しました。では募集の方法で募集の区域についてお尋ねしますが、現在の市内限定であるとかそういうふうなやり方をしているわけですよね。そういう中で、一部では「募集区域の限定はしないほうが良いのではないか」というお話も伺っております。そこで、こういったお話の中で募集区域の限定はしないようにすることも可能であるかどうか、今、蒲郡だけと、区域を限定している場合もありますので、その辺をお尋ねします。

総務部長

この募集区域の定め方でございますが、市内限定のものと県内公募、広く公募というような形で三種類に分かれております。公民館あるいは市民センター等につきましては、その管理団体等のことを考えますと、また利用される方等のことを考えますと、市外の方にお任せするよりも地域の方にお任せしたほうがいいのかというふうなこともあって、市内に限定したものでございます。一般の業者さんが応募されるようなものについては、まあ、極力広く公募というふうなことで考えればいいのかというように思っております。

新実祥悟

承知しました。それでは、

**ウ 管理契約の変更について、お尋ねします。**

まず、利用料金制について伺います。大塚、三谷デイサービスセンター及びユトリーナ蒲郡は利用料金制を採用していますが、このこちらについての変更等がありますか。また、両者の違いがあるかどうかお尋ねします。

総務部長

デイサービスセンターとユトリーナにつきましては、利用料金制の中でその利用料金制のメリットというものが、利用料金そのまま管理を請け負った団体の方の収入になるというふうなことで、そこでその利用者を増やす、収入を増やすということが、団体の収入が増えるということですので、経営の意欲が増すというようなこともあって、その利用料金制というものを採用しております。この点ではデイサービスセンターとユトリーナにつきましては、違いはありません。ただし違うところとしては、デイサービスセンターにつきましては、利用料金で運営そのものが賄えるということに対して、ユトリーナにつきましては、利用料金だけでは運営すべてを賄うことができないというふうな違いがございます。

新実祥悟

デイサービスセンターは利用料金ですべて運営ができると、そういうご回答でしたが、こういった中、デイサービスセンターの場合、たぶん利益も出ているのではないかと思うのですが、そういう中での大規模修繕等については市の負担となってやっておるというように伺っています。指定管理者ということで、デイサービスセンターの方、お願いしているわけなのですが、営利事業を行っているとも受け止められますので、こういった管理者の方に、施設の使用料金を課すことはできないのかな？というふうにも考えるのですが、こういった施設の使用料をいただくということはできないものなのでしょうか。

総務部長

今、利用料金制で、きておるものにつきましては、デイサービスとそれからユトリーナということで、デイサービスセンターにつきましては、すべてが賄えるというふうなことで、その使用料的なものをとってはどうか、というふうなお話かと思えますけど、この厚生施設というふうなことで、平成 11 年厚生省老人福祉局からだされましたいわゆる公設民営等との取り扱いについての中に、地方公共団体は有償で社会福祉法人等に、特別養護老人ホーム等を貸与したり譲渡したりする場合には、その時点で国庫補助金等の返還が発生するというふうなことがありますので、施設利用料は今のところ課しておりません。これは社会福祉施設に限っての話だと思います。

新実祥悟

制度上、それができないということでやっていない、とそういうことで了解致します。今般、議案の中に、一箇所水族館のほうで、利用料金制の導入ということで出しておいでになります。こちらの方ちょっとお尋ねしたいのですが、もともと目指すべきものはデイサービスセンター型というような、すべて利用料をいただいて、運営を全部賄うようにしてもらおうというようなことかな、とも思うのですが、実際はそういったことができるかどうか、できないというならユトリーナ型でやっていくのかな、とも思うのですが実際のところはどちらで行っていくのでしょうか。

総務部長

これまでの竹島水族館の利用料金と、経費等を判断してみますと、利用料金だけですべてを賄うということは難しいというふうなことで、ユトリーナ方式といたしますか、収入と利用料金と経費の分との差し引きの分を、管理料として

市が負担する、とこんな様な形態になるかと思っています。

新実祥悟

この件については、また委員会のほうでいろいろ議論されると思いますので、この程度にとどめます。次に、新規に指定管理の対象となる施設を、お尋ねいたしますが、こちらも議案として出ておりますが、伺っておる所以外にもあるかどうか、お考えになっているかどうか、それも含めてお答えいただきたいと思えます。

総務部長

平成 21 年度から新たに指定管理をするという施設につきましては、今回、議案をあげさせていただきました図書館がございます。それで今年度中に募集を行っていく必要がありますので、今議会におきまして条例改正の議案を提出させていただきました。またご審議をいただくこととなります。それ以外に集中改革プランにおきまして、公営住宅も指定管理にしてはどうか、というふうな予定として載っておりました。それにつきましては、いろいろなものを検討してまいりました。その指定管理をするだけのメリットはあるのか、たとえば人が減って人件費が安くなるのかとか、経費がぐっと低く抑えられるとか、あるいは公共のサービスが増すとか、そういったものがあるかないかという判断でしたけれども、最終的に公営住宅につきましては、それだけのメリットがない、というふうなことで指定管理につきましては取りやめた、というふうな経緯がございます。

新実祥悟

市営住宅に関しては、制度上の問題もあるというふうに聞いておりますが、たとえばその制度上の問題がなくなったとしても、市営住宅を出すのはメリットがないというお考えなのでしょうか。

総務部長

現時点での市営住宅の考え方でありまして、たとえば住宅使用料、家賃を収納するということが今のままでは指定管理に任せられない、というのが最大の問題かな、と思っています。ですのでその辺がクリアーできるのかどうか、それから今の市営住宅、かなり古い施設もございます。そういった中で指定管理にいけるのかどうか、そのすべての修繕等も含めてお任せできるのかどうか、その辺が課題になるろうかと思っておりますので、現時点では難しいだろうというふうに思っています。

新実祥悟

はい、了解しました。そういった施設というのが、まだほかにもあるのかなあとと思いますが、クリアーできる場所がありましたら、指定管理というところに積極的に考えていただきたいと思います。次に更新施設の選定方法についてお尋ねします。当然これまで同様、選定委員会において公平に指定管理者が選定されると承知しております。ただし応募団体の評価の仕方が難しくなるのかな、とそういうふうにもと思いますが、現在の管理者の実績は評価対象になるかどうか、たとえば、特に得点方式で管理者を選定する場合には、実績についての評価は当初から加味されるものなのかどうかお尋ねします。

総務部長

指定管理につきましては、毎年度終了後に提出をしていただいております事業報告書や、利用者の評判などにつきましては、次回選定の際の一つの判断基準になろうかと思っております。現在の業者よりも、より充実したサービスを提供することができるのか、またより安価に運営ができるのかなどが、判断基準になろうかと思っています。先ほどの、これまで指定管理をしてきた業者が得点方式の場合に加算されるか、というようなことなのですけれども、先ほどことでは、判断基準としてはありますけど、得点そのものに加算して、選定をしていくということは考えておりません。

新実祥悟

そういった加算はないということで、ゼロから見えていくというお話なのでしょうか。またそれと同時に、管理者の変更がもしあった場合(公平に管理者を選定したと、当然それはされるでしょうけど)管理者が変更された場合、前の管理者で、現在管理してくれている方たち、その人たちの独自のサービスというのが、今あると思うのです。この独自のサービスというのが、継続するかどうかということも、ちょっと心配になるところもあると思います。単純に、先ほどのご答弁のように、得点としては加味されないということですので、そういったところまでみてお答えいただきたいな、考慮していただきたいなと思うのですが、そのサービスの継続性というところではどのように、判断されますか。

総務部長

現在、行っておる指定管理者が実施しておりますサービスにつきましては、利用されてみえる方々もそれは、今後も引き継いでやっていただけるといふ

うに期待をしておるといふふうに思います。ですので、仮に違う業者にかわったとしても同様のサービスについては、引き継いでいただきたいというふうに考えております。

新実祥悟

引き継いでいただきたいということは、特に、これをやってくださいということをお願いするものなのではないでしょうか、それは今度の管理者に独自におまかせするという、そういうふうになるのでしょうか。

総務部長

業者の選定に当たっては、プレゼンテーションがございます。そういうときに私どもはこういうサービスをしますというようなものが、当然あるかと思っておりますので、それらを判断して点数をつける、あるいは総合的な判断をすることになるかと思っておりますので、そこが失われるようであれば、得点も当然低くなるというふうな評価であろうかと思っております。

新実祥悟

承知しました。また、当然、前例主義に基づいたサービスの硬直化というの也被考えられますので、選定にあたっては委員の一人ひとり、公平な立場でお任せいただきたいと思うのですが、それについては、「これこれこうですから」というような強制的なことはないようにしていただきたいと思っております。それは間違いありません。

総務部長

選定委員さんそれぞれお一人お一人が独立した立場で、業者の選定にあたると思っておりますので、ほかのものが「こうだ」というふうなことではなくて、ただ一人ではないものですから、全体の中で決着をしていく、こういうふうなことになろうかと思っております。

新実祥悟

是非、公平な立場でお任せいただくということをお願い致します。次に

**(2) 市民プールについて(廃止を検討すべき施設) お尋ねします。**

そもそも、指定管理者制度は行政サービスとしての役目を終えた施設を継続させるためにあるのではないと思っております。愛知県におきましても指定管理者制度を利用するだけでなく、平成 20 年度は湯谷老人福祉館、労働者研修センター、茶臼山野外活動ロッジの廃止を決めています。

本市におきましては、財政健全化改革チャレンジ計画のなかに、市民プールなどの廃止が盛り込まれております。

そこで、これを踏まえて、市民プールの概要（例えば設立時期、営業期間、利用料金、年間利用者数、管理費、運営経費など）をお尋ねします。

教育部長

市民プールについてお答えいたします。市民プールの概要ということですので、概要を説明いたします。市民プールは、昭和 50 年の 6 月 22 日にオープンしております。今年で 34 年目を迎えます。営業期間でございますけど、毎年 7 月の第二土曜日から 8 月末の夏休み終了日までです。本年は、月末が日曜日でありますので 31 日までの開業となります。平均しますと毎年 45 日間から 50 日間前後でございます。それから利用料金でございますけど、高校生以上が 500 円、中学生以下が 200 円となっております。年間の利用者数は、ここ 3 年でいきますと平均で約 2 万 7000 人、この一ヵ月半近くで 2 万 7000 人の方がご利用いただいております。それから管理費でございますが、主に市が行う施設の修繕費ということになりますと、実績で申し上げますと平均 150 万円前後を使っております。それから運営経費につきましては、先ほどからのお話の中で、18 年度から指定管理制度を行っております。この管理料が約 2450 万円であります。

新実祥悟

ありがとうございます。当局と、私との思いの差があるところかなとおもいますのであえて数字を伺いました。

さて、行政サービスというのは、本来、市民の皆様が享受されるべきものを享受できない場合に、公平に税負担していただいている税金を利用して、最低限度許容できる形で行うものだと私は考えております。プールという施設でいうなら、本市には小中学校にプールがあり、ラグーナ蒲郡にもプールができました。市がプールというサービスを続けなくても、市民の皆様はプールというものを享受できるようになったのではないかと私は思っています。このような観点から、市民プールは行政サービスとしての役目を終えたのではなかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

教育部長

小中学校のプールですとか、ラグーナのプールができたということで、市としての役目を市民プールは終えたのではないかとというご質問であります。確かに小中学校のプール、ラグーナ、また最近では近隣の市、まちにも同施設のプールができております。ですが、小中学校のプールは平日の限られた期間と



ということもございます。それから部活動ですとか、水泳の泳ぎ方を覚えるという、そういうことを目的としておりまして、市民プールということになりますと、家族で楽しむ、小中学校のプールは家族で楽しむということではできません。それから例年、ラグーナのプールですとか近隣の市、町の同施設を利用する方も、現在はいますし、そういう意味では利用者側の選択肢が以前に比べれば多くなっているということではありますが、やはり近場で気軽に楽しめる市民プールということになりますと、今現在、家族連れの方々ですとか特に小中学校の子供さんには、市民プール大変人気がございます。私どもとしましてはある程度の機器、設備の修理というのが必要だと思っております。修理可能で運営できる期間は続けていきたいと思っております。しかしながら、先ほど申し上げましたが 34 年経過ということで、確かに施設の老朽化も進んでおりますので、いずれかは休止あるいは廃止ということで検討する時期が来るとは、思っております。

新実祥悟

先ほど利用者数ということでお尋ねしました。2 万 7000 人ということ、非常に多くの方にご利用いただいているということは、これは私も、承知しております。ただ、その数字だけではなく、別の数字での議論もしなくてはならないのではないかなと思っております。そこで、こんな質問をさせていただくのですが、本市におきましては、蒲郡海洋開発（株）の株主でもあり、平成 27 年度まで毎年 1 億円ずつ出資を続けることになっていることは承知しています。このような状況下では、単に行政サービスの事業評価をし、重複事業の整理統合を進めるというだけでなく、ラグーナ蒲郡については営業面の支援もしなければならぬのではないかという思いもございます。そこで、ひとつの議論として質問させていただきますが、市民プールを廃止した場合には、激変緩和策とでも言いましょうか、市民プール利用者への負担軽減策として、あるいはラグーナ支援という意味もこめて、指定管理費の一部を使ってラグーナへの優待制度を取るということもできるのではないかと思うのですが、そういった考えはいかがでしょうか。

教育部長

ラグーナの営業面の支援ですとか、市民プールの利用者の方々の負担軽減策というお話だと思っておりますが、現在、市におきまして市民プール継続という形で考えておりますので、優待制度とっていいのか、助成制度とっていいのかわかりませんが、それを行うという考えまでは、及んでおりません。仮に、市民プールが廃止になった場合、まあ、いろいろなご意見があると思っております。先ほども申しあげましたとおり、ラグーナや、近隣の市、町にも同施設ができた

なのでということで、市民サービスの役割を終えたという考えに立てば、逆にそれで助成制度というのは、どうなのかな、慎重にならざるを得ないのかな、役割を終えたという立場にたてば、助成制度というのはどうなのかなということ、もちろんラグーナのいろいろな支援というのは、私の立場で言うべき話ではないのかもしれませんが、観光の面だとかいうことでの、支援とかは当然市としてやれることはやっていくべきですけど、この市民プールの負担軽減策ですとか、指定管理費の一部を使ってということとは、ちょっと違うのではないかと、いうことを思います。今後、具体的に廃止という話があったとしましたら、その時は、今、新実議員がおっしゃったような優待制度とか助成制度が議論になれば、またいろいろな意見をお聞かせいただきたいし、こちらからも検討していきたいということでございます。

新実祥悟

本市の財政が厳しい中、ひとつの議論として取り上げさせていただきました。このような考え方もあるということをご承知おきください。

**(3)ソフィア看護専門学校の運営について(新たに指定管理者制度導入を検討すべき施設) お尋ねします。**

現在、総務省より公立病院改革プランの策定が求められています。本市においても、市民病院の状況が悪化していく中、色々な所で真剣に議論されております。そこでお尋ねします。

蒲郡市民病院改革プランはどのような組織で、どのような流れで、いつまでに策定されるのでしょうか。また、現在の議論の進捗状況はどのようになっているか、お尋ねします。

市民病院事務局長

まず、プラン策定の経緯についてご説明いたします。近年、多くの公立病院において、経営状態が悪化すると共に、医師不足に伴い医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっていることから、総務省は平成 19 年 12 月に「公立病院改革ガイドライン」を公表いたしました。これに基づきまして、病院事業を設置する各地方公共団体は、平成 20 年度中に「公立病院改革プラン」を策定し、それを公表することとなっております。まず組織であります、「蒲郡市民病院改革プラン策定委員会」をトップに「蒲郡市民病院改革プラン検討委員会」「蒲郡市民病院改革プラン実務部会」の 3 つの組織で構成されています。策定委員会は蒲郡市長を会長とし、外部有識者として蒲郡市議会議長を始め 9 名の方、また職員 5 名の 15 名の委員で構成をされております。去る 5 月 16 日(金)に 3 つの組織の合同会議を開催したところであります。次に、今後の流れであり

ますが、定期的にも実務部会および検討委員会で協議を重ね、策定会議においてプランの策定をしていくこととなります。改革プランの策定期間でありましたが、県に提出するのは 10 月末となっています。現在の議論の進捗状況につきましては、本日までに実務部会を 3 回開催し、検討を重ねている段階でございます。

新実祥悟

ありがとうございます。他の市町村とは異なり、本市においては市民病院改革プランにあわせて、ソフィアの看護専門学校の運営についても検討すべきではないかと思ひまして、今の質問をさせていただきました。看護専門学校の件については以前大向議員が質問されていたことは存じておりますが、病院経営が悪化するなどの状況がかなり変わってきたという認識の上で、以下質問させていただきます。さて、当局の耳にも届いていると思ひますが、看護学校は負担が大きい、という市民の声を無視できません。もちろん、市民の総意であるとは思ひませんが、廃止について言及される方もみえます。

そこでまず、本年度の看護専門学校の予算を授業料収入も合わせてお尋ねします。

市民福祉部長

平成 20 年度の看護専門学校予算でございます。収入は 2,585 万円で、主なものは、授業料の 1,743 万円、入学検定料の 276 万円、入学金の 520 万円であります。歳出は、人件費を含めまして約 1 億 5 千 1 9 0 万円です。国や県からの補助はございません。収入源は学生の授業料等に限定されております。平成 18 年度から授業料等の値上げをしましたが、1 億 2 千 6 0 0 万円程が一般会計からの持ち出しとなっております。看護師養成という教育事業、どうしても必要な資金であり予算化をお願いしているしだいでございます。

新実祥悟

面倒かもしれませんが、一つずつお尋ねします。よろしくご答弁をお願いします。

本年度の看護専門学校への入学者は何名でしたか。それから社会人入学などもあったかどうか、その辺もお尋ねします。

市民福祉部長

定員は 40 名でございます。本年は補欠合格を含め、42 名が入学をいたしました。そのうち男性が 1 名、蒲郡市に住所のある学生は 12 名でございます。内訳は、推薦入学が 21 名、社会人入学が 4 名、一般入学が 17 名でございます。

す。推薦入学は指定校が 29 校ありまして、各学校にお願いをし、優秀な学生の推薦をお願いして 14 校から推薦をしていただきました。社会人入学は、平成 19 年度入学生から実施いたしまして、毎年 20 名程の受験生がいますが、昨年も今年も 4 名が入学ということでありまして、一般入学は、ピーク時には 350 名程おみえになりましたが、最近は高学歴化が進んでおります。高校の卒業生が減少しておりまして、今年度は 79 名の受験ということで、年々減少傾向でございます。学生の確保が課題となっております。

新実祥悟

それでは、今年の卒業生は何名で、どのような進路をとったかお尋ねします。

市民福祉部長

19 年度の卒業生は 29 名でございます。全員が国家試験に合格をしまして、卒業後の進路であります。7-1 体制の新たな看護体制を採る病院が多くなったため、非常に多くの看護師募集がいたるところから来ております。蒲郡市民病院に 13 名、実習病院であります豊川市民病院に 6 名、豊橋市民病院に 3 名、豊橋医療センターに 1 名、西三河の私立病院に 2 名、名古屋の赤十字病院に 4 名が就職をいたしました。

新実祥悟

これまで、看護専門学校から累計で何人の看護師さんを送り出しているのでしょうか。

市民福祉部長

平成 13 年度から平成 19 年度までの卒業生が、232 名でございます。毎年平均では 33 名ほどの卒業生となっております。

新実祥悟

ここからは、学生がどんな勉強をしているかということでお話を伺いますが、現在学生の主な実習の受け入れ先というのはどこになっておりますか。

市民福祉部長

看護教育は実践の学問ということで、実習が全授業時間の 3 分の 1 を占めています。臨地実習は、病院の外に訪問看護ステーションだとか福祉施設などでも行われます。主たる実習施設は蒲郡市民病院であります。精神看護学については、豊川市民病院にもお願いをしております。その他の施設としては、「みら

いあ」「形原眺海園」「西浦訪問看護ステーション」「訪問看護ステーション幸(こう)」あるいは「市内保育園」等がございます。

新実祥悟

今、お尋ねしますと、市民病院と看護専門学校とは併設されているだけでなく、高度な連携がなされていると思えますけど、これについてはいかがでしょうか

市民福祉部長

今申し上げましたとおり、実習病院をお願いしてあります。実習時の具体的な打合せだとか指導者学習会を行いまして、ストレスの高い実習指導が円滑にいくよう連携を密にしております。また、看護教育に必要な医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士等の講師派遣もお願いをし、学校で講義をしていただいております。

学校側が提供しているものとしては、市民病院からの看護師募集に積極的に取り組み、なるべく多くの看護師を市民病院へ就職指導するなど、最大限の努力しておるところです。また、病院が主催する糖尿病教室に使用する部屋であるとかマタニティ育児教育で使用します沐浴人形の貸し出し、看護専門学校が特別の講師を迎えて行うような特別講演にも参加案内をいたしまして、市民病院の職員さんにきたいいただいたおります。このように、お互いに連携し合いながら看護師養成をしているといった状況でございます

新実祥悟

「連携」確かにされておるということで、この人的な連携だけではなくて金銭的にもなされているというふうに私は理解しておりますが、あえてお尋ねしますけれど、病院体系の中に看護師等就学資金貸し付け金というのが計上されています。この目的は何で、本看護専門学校生にも貸し付けが行われているものなのかどうか、また貸付金の返還というものはあるのかどうか、お尋ねします。

市民病院事務局長

まず、目的であります。看護師等養成施設において修学するものに対し、修学に必要な資金の一部を貸与することによって、看護師および助産師を確保して病院の円滑な運営を図るものであります。ちなみに看護師の場合は一ヶ月 4 万円の貸付を行っております。次に貸し付けの状況であります。平成 20 年度の貸付は 3 名のものがございます。うちソフィア専門学校の学生さんには 2 名の方

にお貸しをしております。貸付金の返還者であります。ここ 10 年の間には奨学金の返還の対象となったものはいません。

新実祥悟

ありがとうございます。貸付の返還というところでは、3 年間市民病院で勤めれば返還しなくてもいいと、そういう制度になっているということで了解いたします。以上のように、このような質問を通じてですが市民病院と看護学校はとても緊密な関係にあることがわかりました。従いまして両者は一体として病院改革プランの中で策定すべきものではないかと思えます。一体でないにしても平行で行うものではないかと思うのですが、この点についてはいかがお考えになりますか。

市民病院事務局長

先ほども申しましたが、市民病院を円滑に運営するためには、医者を始めと致しまして、看護師等の職員スタッフの確保というのが非常に重要となっております。そこでソフィア看護専門学校との連携を図りながら看護師を確保していくことが重要だと思っておりますが、ただ今回の改革プランの趣旨から見ますと、市民病院へ専門学校を一体として取り込んでいくというようなことを、プランに盛り込んでいくというようなことは必要ないというふうに理解しております。

新実祥悟

今ご答弁にありましたように、両者を一体として検討する必要はないということですが、私としましては、教育機関というのは重要であると思っておりますので継続していただきたいという気持ちもあるのですが、そこで継続をするということを前提にお話させていただきますが、この場合にソフィア看護専門学校は指定管理者制度を利用することができるかどうか、また検討したことがあるかどうか含めてお尋ねします。

市民福祉部長

本校は学校教育法の適用を受ける専修学校でございます。法により規定されておりました「設置者が直接学校を管理し、その学校の経費を負担しなければならない」という設置者管理主義ということで、人的管理、物的管理、運営管理の全てを、設置者である蒲郡市の直営で行わなければならないということになっております。従いまして、設置者を蒲郡市のままで運営を民間という指定管理者制度の運営はできないということになっております。

新実祥悟

それでは、今のところそういったことでできない、指定管理は無理だということなのですが、今後の運営方法の見直しというのはあるものなのかどうかお尋ねします。

市民福祉部長

指定管理者制度による運営というのは、今申し上げたとおりできませんし、一部組合施行というお話もあるわけではありませんが、ただし、まだ積極的な動きはございません。当面は現在での形でいきたいと考えています。但し、今後の市民病院の動きによって影響を受けるものであるという認識しております。

新実祥悟

私は今強い危機感を持って質問させていただきました。このソフィア看護専門学校の行方というものがハードランディングにならないよう、経営改善や、あるいは運営の見直しを進めていただくことを要望しましてこの 1 番の質問を終わります。次に

## **2、蒲郡市第 2 次障害者計画について、お尋ねします。**

蒲郡市は、平成 9 年に障害者基本法に基づき、ノーマライゼーションという基本理念を下に、平成 19 年度までの 10 年を期間とする『第 1 次障害者計画』を策定しました。今回は平成 20 年度から平成 29 年度までの『第 2 次障害者計画』を策定しました。最近では障害者自立支援法が施行されるなど、障害関係者を取り巻く制度や環境がめまぐるしく変化しており、障害者の立場に目線をおいた福祉施策が求められるようになってきています。このような状況を踏まえ、以下の点についてお尋ねします。

### **(1) 第 1 次障害者計画の成果と課題について、**

#### **ア ノーマライゼーションという基本理念をもとに、お尋ねします。**

第 2 次障害者計画の冒頭で、「第 1 次障害者計画の進捗状況を総括し、その成果と課題を見据えて障害者施策の方向性を盛り込んだ計画を策定した」という説明がなされています。第 1 次障害者計画の策定時は、1981 年の国際障害者年で示された、障害者の社会参加と完全平等の考え方である「ノーマライゼーション」の基本理念を下に計画を策定したとのことですが、第 1 次障害者計画の成果と課題をどのように検証し、第 2 次障害者計画の内容に結びつけたのでしょうか、お尋ねします。

市民福祉部長

第 1 次計画の成果と課題を総括するために、市の障害者に関係した事業の取り組み状況の確認、あるいは障害者約 1,000 名に対するアンケート、直接、障害関係者の声を聞くためのインタビュー調査等々を行いました。10 年を検証した結果...、成果としては、ハード面で公共施設のバリアフリーが、それなりに進んでいること、ソフト面では、平成 15 年度に長年続いた措置制度から支援費制度に変わり、平成 18 年度の障害者自立支援法施行により、福祉サービスについても利用者が徐々に増えてきたことが挙げられます。課題としては、市の各課、社会福祉協議会によって、障害者に関係した事業が数多く実施されてきたにもかかわらず、障害者対策として体系別に整理されなかったため、障害者支援の方向性が明確でなかったことが挙げられます。第 1 次計画の検証を踏まえまして、第 2 次計画では、現在実施をしております事業を「地域生活支援」という大きい方向性を定めて、策定作業を行ったものでございます。

新実祥悟

第 1 次では一定の成果があった、ただ課題も見えてきたということでしょうがそこで次に

**(2) 第 2 次障害者計画について、お伺いします。**

これは、2 年前（平成 18 年 4 月）の障害者自立支援法の施行を受けて、障害者の「地域生活支援」に重点を置き、メインテーマを「ノーマライゼーション」という表現ではなく、「障害に対する正しい理解を広めるために」としています。そこで、以下、第 2 次障害者計画の内容と今後の取り組みについてうかがいます。そこで、

**ア 計画策定の経緯、について伺います。**

計画策定会議の経緯・経過それから策定委員の構成、関係者の声、パブリックコメント、こういったものをとったかと思いますがこれについてお尋ねします。

市民福祉部長

策定会議は 4 回開催致しました。策定委員は 32 名で、構成は障害関係団体の代表、障害者施設関係者、養護学校、ハローワークなどの関係機関、障害者雇用企業関係者に加えて市議会文教委員長さんに加わっていただきました。委員長は民生児童委員協議会の会長にお願いいたしました。障害関係者の声を聞くためには、アンケート調査に加えまして関係者のインタビュー調査も実施をいたしました。素案ができた段階でパブリックコメントを行いました。

新実祥悟

去年の質問でこの中に対象者を入れてくれるといいな、というお話をさせてい



ただきましたが、その対象者が入っていないということであっても、アンケートをとって対象者の声を取っていただいたということで、これはこれで理解させていただきます。それでは次に

**イ 基本理念変更の意味について、お尋ねします。**

一般的に障害者関係の計画では「ノーマライゼーション」という表現が頻繁に使われております。今回の第 2 次障害者計画で、テーマを「障害に対する正しい理解を広めるために」ということにされたそうですがこの理由は何でしょうか。

市民福祉部長

障害福祉行政を進める中でノーマライゼーションという言葉が随所に使われております。今回の計画には、蒲郡市の独自性を強調したテーマにしたいというふうに考えまして、蒲郡の場合まだまだ障害者に対する偏見がいろいろな場面で解消されていないわけでありまして、障害者の社会参加を阻んでいるという大変厳しい現実がございます。それを踏まえまして、「障害に対する正しい理解を広めるために」という形にしたものでございます。

新実祥悟

承知しました。それでは

**ウ 重点プロジェクトについて、お尋ねします**

今回の計画では、重点プロジェクトとして「障害者就労支援システムの構築」、「支え合いの環境づくり」、「安全・安心のまちづくり」の 3 項目の重点プロジェクトを掲げていますが、どのような取り組みをするものなのかお尋ねします。

市民福祉部長

3 点について申し上げます。

「就労支援システムの構築」につきましては、障害者自立支援協議会の中に就労ワーキンググループというものを立ち上げました。就労支援に取り組もうということで、すでに、今年の 5 月に、ハローワークなど関係機関により立ち上げ、取り組みを開始しております。

「支え合いの環境づくり」につきましては、障害に対する偏見を解消するための広報活動、地域住民との交流事業（ふれあいレクタイムなど）、団塊の世代層のボランティア活動への人材活用などの観点から、幅広い取り組みを進めたいと考えています。

「安心・安全のまちづくり」については、災害時要援護者対策や犯罪被害防止対策を中心とした障害者支援でありまして、第 1 次計画ではほとんど触れ

ていなかった部分であります。要援護者対策については、国のガイドラインも示されていますので、今年度から、市役所内の福祉部局と防災部局と連携しながら、具体的な取り組みを始めてまいりたいと思っております。

新実祥悟

重点プロジェクトの大枠としてはそういうことでやってくださるといことで理解したいと思います。それでは

**エ 施策の推進について、お尋ねします。**

これは大枠で「障害に対する正しい理解を広めるために」、「安心して暮らせるために」、「自立と社会参加を促進するために」の 3 つに分かれております。それぞれの施策としましては、総数で 100 項目以上が掲げられています。どのようにこれを整理し、実効性のある施策として取り組むのかお尋ねします。

市民福祉部長

実効性のある計画とするためにまず、今まで市が実施している障害者がかかわった事業の洗い出しを行いました。体系別に分類し、関係部署の意見を聞きながら、今後の方針、新たな取り組みについて整理いたしまして、策定委員会で協議をしたところであります。今後 10 年間で取り組む予定事業としては、102 事業ございます。内要は、重点事業が 21 事業、重点事業以外の新規事業が 5 事業、既存の事業で今後も取り組む事業が 76 事業ということで体系別には大きく 3 つに整理をさせていただいて 1 つは「障害に対する正しい理解を広めるために」が 19 事業、「安心して暮らせるために」が 37 事業、「自立と社会参加を促進するために」ということで 46 事業、という内訳になっております。さらに、各項目について中区分、小区分という構成で具体的な実施内容・方針あるいは役所内での実施主体となる部署あるいは数値目標を設定した計画といたしました。

新実祥悟

非常に多項目に分かれておりまして本当にできるかどうかというところも、ちょっと心配されるところもあるのですが、是非 1 つずつ取り組んでいただきたいと思っております。それでは

**オ 人としての施策について、お尋ねします。**

当局の皆さんもご存知のようにヨーロッパ、特に北欧は日本より 50 年も 100 年も福祉政策が進んでいるといわれております。具体的にどのような違いがあるかと伺いましたところ、「ノーマライゼーション」が実現されているとのことでした。この「ノーマライゼーション」の基本理念は、障害者の方が普通の人

として生きていけることだけでなく、人生を楽しむことができるよう、目指すものではないでしょうか。これまで、日本の福祉施策は色々なものが打ち出されてきていますが、それは「安全に生きるためにはどうするか」という内容のものがほとんどでした。本来は、余暇を楽しみ、友達と付き合い、恋愛、結婚、外出など自由にでかけることの楽しさなど、日常生活を過ごす上での喜びを享受できるようなことが出来る環境づくりが、障害者の立場に立った施策であると考えます。「人としての施策」として今回の第 2 次障害者計画の中では、1 つの柱として取り上げられていませんが、このような部分は今回の計画の中でどのように位置づけられているかお尋ねします。

市民福祉部長

「障害者が毎日の生活で喜びや生きがいを感じる事が出来る」ということは、障害者行政の究極の目標であると考えております。従って、今回の計画の中で個別にどの部分か、ということになりますと、大きくとらえて、重点プロジェクトとして位置づけた 3 項目、就労支援、地域での支え合い、安全安心のまちづくり、に関する施策が総合的にリンクすることにより、地域生活支援、日常生活支援に結びつき、結果として障害者の日々の生活での喜びだとか生きがいに結びついていくのではないかとというふうに考えております。また、部分的ではございますが、「施策の推進」の項目の中で、「自立と社会参加を促進するために」という部分で、生涯学習活動という施策のなかでスポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の事業展開という触れ方をさせていただいております。

新実祥悟

できれば、早い段階で「人としての施策」というのが 1 つの柱となるよう、計画を練っていただければありがたいなと思います。まあこれは期待しておきます。さて次に、障害を持つ子どもの母親から要望が多い、ということで伺っていますが、障害児の一時預かり事業、つまりレスパイトサービスについてこの計画では触れていませんが、その理由は何でしょうか。

市民福祉部長

一般に障害児の一時預かり事業をレスパイト事業とっております。夏休みなどの長期休業中に障害児を預かる事業でタイムケア事業と言い、蒲郡市では、昨年の夏、浜町の障害者支援センターで試行的に数日実施をいたしました。タイムケア事業につきましては、小坂井町と田原市が実施しておりますが、障害児 1 人に対し指導員 1 名が対応ということで、大変運営が難しいということがご

ざいます。今回の計画には含みませんでした。今年も、夏休み時期に浜町の支援センターの方で、タイムケア事業の試行を計画しております。この事業については、父兄の皆様方、特に、豊川養護学校に通っている家族の方々からの要望が多いことは承知しております。今しばらく試行を重ねる形の中で実施に向けての研究を加えまして、可能となった時点でこの項目を加えていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

新実祥悟

人がたくさんいるということで、運営が難しいということですが、それでも導入に向けて進めていくということですので、こちらのほう理解させていただきます。次に

**カ 推進体制の整備について、お伺いします。**

推進体制の整備にあたっては、担当課が多く、施策も多岐にわたっており、組織の横のつながりが重要な課題だと思われれます。もちろん、関連課はこの計画を承知し、それぞれの施策の位置づけを理解していなければならないとおもいます。関連課が策定委員会に入ってなかったので少し心配なのですが、この点につきましては問題ないでしょうか。

市民福祉部長

102 項目の洗い出しにつきましては、昨年 6 月に庁内全課を対象に障害者が関係する事業について調査をさせていただいて、策定委員会で体系別に整理したもののについて再度、担当課にもどさせていただいて、個々に意見を聞き、計画書については担当課に配布をさせていただいて、進捗状況を今後も確認をするということで通知済でございますので問題なくやっているとと思います。

新実祥悟

この第 2 次計画ではしっかりと言及されていなかったのですが、今進捗状況というお話もありましたけど、推進体制の整備と進行管理システムの構築という、これについてはいつごろになりますか。

市民福祉部長

推進体制としては、昨年、障害者時自立支援法に基づき立ち上げました「蒲郡市障害者自立支援協議会」と「蒲郡市障がい者支援センター」を有効に機能させたいというふうに考えています。すでに、今年 5 月には自立支援協議会内に就労ワーキンググループを立ち上げ、また、年内には障害ヘルパー連絡会の立ち上げも予定しています。102 項目の施策については、約 8 割が現在、各部署

で実施している事業であります。今回の計画で体系別に整理してありますので、年に 1 回、実施状況、進捗状況を自立支援協議会で検証いたしまして、今回の 10 年の計画期間のうち、5 年目に必要な部分については、見直しを行うといった予定をしております。

新実祥悟

よろしく申し上げます。また、障害者白書というものを読ませていただきますと、この中に障害者自立支援法に調査対象（約 2,500 人）の 3 割以上の方が不満を持っているというふうに書いてありました。本市の状況はいかがでしょうか。

市民福祉部長

障害者白書によりますと、調査対象の 3 割以上が不満を持っているということで、それにつきましては、自立支援法により原則 1 割の費用負担が導入されたことによる不満であろうというふうに考えています。市としましては施設運営の面等まだ課題はあると認識はしております。しかし、障害者の自立、地域生活支援という、今までになかった方向性を示す事ができました。障害関係者の意識改革のきっかけをつくったという意味合いもこの法律の中にはあるというふうに考えております。

新実祥悟

ありがとうございます。すべての人々が互いに認めあい、尊重しあうことで達成されると思われまますノーマライゼーションへ向けての一步として、今回の「障害に対する正しい理解を広めるために」をテーマとした第 2 次障害者計画を推進していただき、そして皆さまに満足していただけることを期待しまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

## レスパイトサービス

〔レスパイトは息抜きの意〕

介護を要する高齢者や障害者を、一時的に預かって家族の負担を軽くする援助サービス。